プロジェクト　金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目　コロナ禍における ECL モデル（IFRS 基準）と CECL モデル（米国会計基準）の適用による影響

Ⅰ. 本資料の目的

1. 本資料は、(1)及び(2)についてご説明を行うとともに、(1)④及び(2)②に記載した点に関するご意見をお伺いすることを目的としている。

(1) ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）の両モデルにより、どのような会計情報が提供され得るのかを、コロナ禍という非常時の状況における欧米の金融機関の実例によって再度確認すること。

① 両モデルとも、2008 年のリーマン・ショック以降深刻化したグローバルな金融危機により顕在化した、従来の金融資産に関する減損モデルに基づく信用損失に関する情報が‘too little too late’であるとの批判に対処したものであり、より適時適切な信用損失情報の提供を目的としたものである。

② 一方で、両モデルの背景にある、情報の有用性に係る目的適合性に関する考え方においては、以下の違いがあると考えられる[1]。

- ECL モデルは、貸出当初において理屈上は経済的に存在しない予想信用損失（Day1 損失）を認識するのは適切ではないとの考えを重視している。
- CECL モデルは、資産に対する引当水準の適切性をより重視している。

③ 第 169 回金融商品専門委員会（2021 年 9 月 7 日開催）において、一部の委員より以下の意見が聞かれている。

> コロナ禍の中である 2020 年度の欧米主要行の四半期ごとの純損益計算書の推移なども今後示していただけると、引当対応の実務がある程度推測できるのではないか。

[1] 第 465 回企業会計基準委員会（2021 年 9 月 13 日）及び第 169 回金融商品専門委員会（2021 年 9 月 7 日開催）における審議事項(3)-2「ECL モデル（IFRS 基準）と CECL モデル（米国会計基準）の基本的な考え方」を参照。

④ 審議事項(3)-1「本日の検討の概要」別紙に記載のとおり、これまで両モデルの特徴及び相違を整理し、欧米における実務適用の事例についてお示ししてきたが、非常時という意味において金融危機と共通点を有するコロナ禍の状況において、欧米金融機関がどのような信用損失に関する情報を提供したかを確認することは、ステップ1での判断に資すると考えられるため、これについてご意見を伺いたい。

(2) コロナ禍におけるECLモデル及びCECLモデルの適用に関連する会計基準設定主体や監督当局の対応に関する情報をお示しすること。

① 第174回金融商品専門委員会（2022年1月11日開催）及び第175回金融商品専門委員会（2022年1月21日開催）において、一部の委員より以下の意見が聞かれている。

> 新型コロナ・ウイルス感染症の影響に対して、経営者による調整を行っている点については、各国の規制当局によるリリース・レター発出の影響もあると考えるため合わせて整理するとよいのではないか。

② これらのガイダンスやレターは、欧米金融機関の引当ての実務に重要な役割を果たしており、今後、我が国における予想信用損失に係る会計基準の開発の中で参照することが可能であり、かつそれが適切な言及等もあり得ると考えられるため、この点についてもご意見を伺いたい。

II. コロナ禍におけるECLモデルとCECLモデルによる影響

主要欧米銀行によるコロナ禍における予想信用損失計上額の動向

2. コロナ禍におけるECLモデルの損益情報への影響の参考として、事務局が任意に選定した主要な米国銀行4行[2]、欧州銀行3行[3]が2019年第1四半期から2021年第3四半期において計上した予想信用損失の金額は以下の図表1のとおりである。

[2] JPMorgan(JPMorgan Chase)、BoFA(Bank of America)、Citi(Citigroup)、Wells Fargo
[3] HSBC、Barclays、BNP Paribas

［図表 1］コロナ禍における欧米主要銀行の予想信用損失計上額（損益計算書計上額）[4]

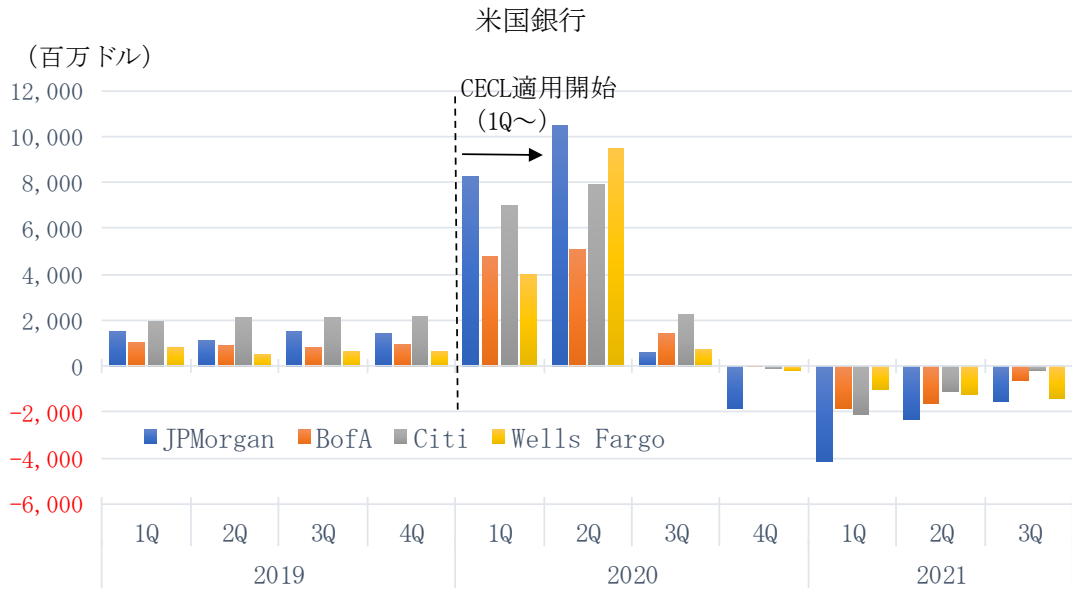

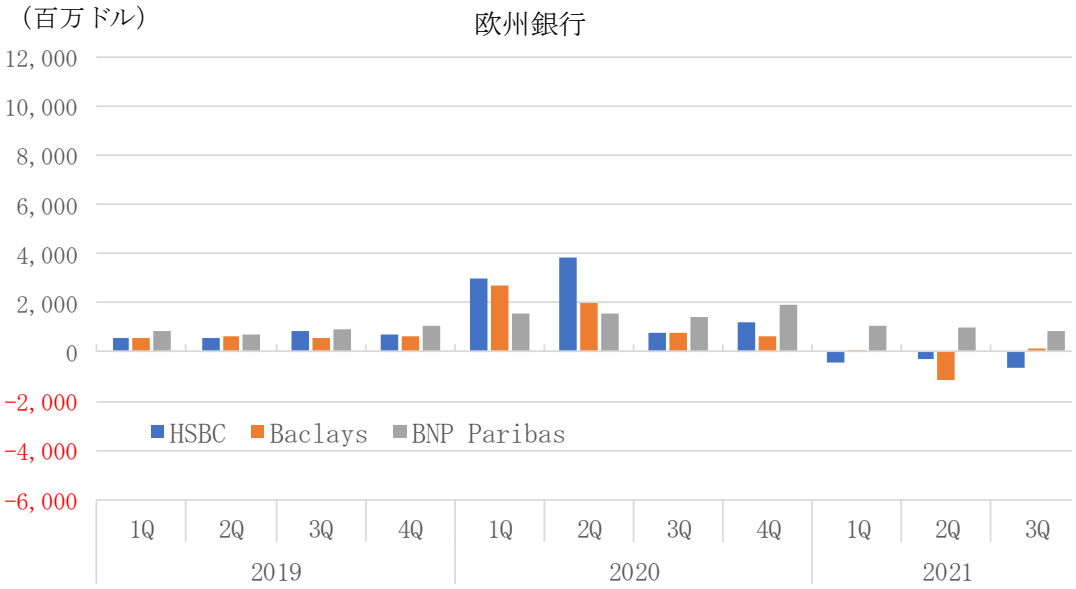

3. また、予想信用損失計上額の変動性の参考として、米国の銀行による 2020 年第 1 四半期の CECL モデルの当初適用による影響と欧米銀行の予想信用損失計上額の金額水準の相違を除く、2020 年第 1 四半期の金額を 100 とした指数を図表 2 にお示ししている[5]。

[4] （出所）Bloomberg。非ドル建の決算公表値（Barclays:£建、BNP Paribas:€建）については Bloomberg によるドル建換算値を使用。なお、グラフのマイナス数値は戻入益を示している。

[5] （出所）［図表 1］の元となる各行の財務データに基づき事務局が作成

［図表 2］2020 年第 1 四半期から 2021 年第 3 四半期までの予想信用損失計上額の推移
（2020 年第 1 四半期＝100）

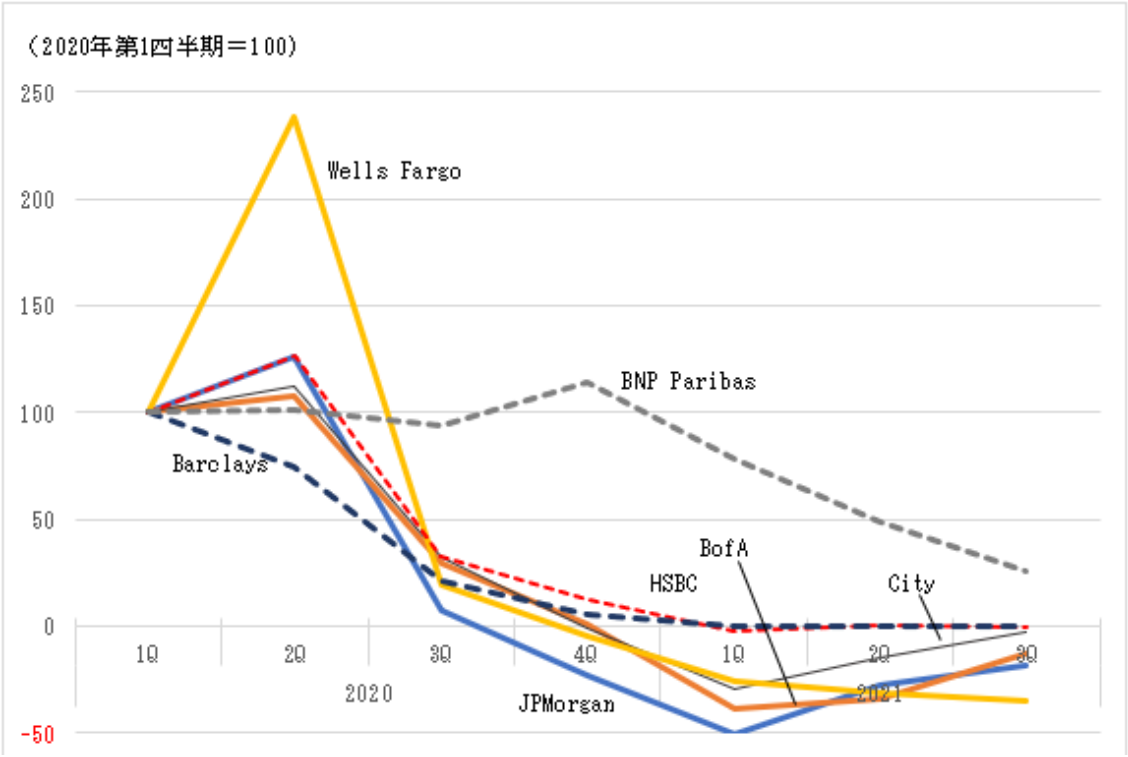

（参考）［図表1］及び［図表2］の元データ

図表1　（単位：百万＄）

	2019				2020				2021		
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q
JPMorgan	1,495	1,149	1,514	1,427	8,285	10,473	611	-1,889	-4,156	-2,285	-1,527
BofA	1,013	857	779	941	4,761	5,117	1,389	53	-1,860	-1,621	-624
Citi	1,980	2,093	2,088	2,222	7,025	7,903	2,262	-46	-2,055	-1,066	-192
Wells Fargo	845	503	695	644	4,005	9,534	769	-179	-1,048	-1,260	-1,395
HSBC	585	555	883	733	3,026	3,832	785	1,174	-435	-284	-659
Baclays	583	617	568	673	2,707	2,015	786	650	76	-1,114	165
BNP Paribas	873	698	942	1,070	1,572	1,593	1,456	1,908	1,080	980	832

図表2

	2020				2021		
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q
JPMorgan	100	126	7	-23	-50	-28	-28
BofA	100	107	29	1	-39	-34	-34
Citi	100	118	34	-1	-30	-15	-15
Wells Fargo	100	238	19	-4	-26	-31	-31
HSBC	100	123	31	12	-2	0	0
Baclays	100	77	22	5	0	-0	-0
BNP Paribas	100	101	89	99	62	36	36

事務局による気付き事項

- ［図表1]及び［図表2]のサンプル行においては、米国銀行と欧州銀行にいずれも、概ね2020年上半期に予想信用損失が大幅に増加し、下半期以降は計上額は大幅に低下するという傾向で共通している。なお、米国銀行は概ね2020年第4四半期から、また、一部の欧州銀行は2021年に戻入益を計上している。
- 予想信用損失の変動性に関して、米国銀行の方がやや大きいようにも見える。

国際決済銀行による分析

4. 国際決済銀行（以下「BIS」という。）は‘BIS Quarterly Review（March 2021）- Bank loan loss provisioning during the Covid crisis’において、ECL モデル又は CECL モデルを適用している国際的に活動する大手銀行 70 行を対象に、コロナ禍における両モデルの下での、2019 年 12 月期から 2020 年第 3 四半期までの貸出に対する引当率の推移と、その分布（最大値、最小値、中央値、四分位範囲[6]）等のデータに基づく分析を行っている。

[6] データ数値を大きい順に並べ、4 等分した場合の第 1 四分位数（下半分の中央値）、第 3 四分位数（上半分の中央値）の範囲

［図表 3］コロナ禍における ECL モデルと CECL モデルに基づく貸倒引当金の比較[7]

Loan loss provisions during the Covid-19 crisis Graph C

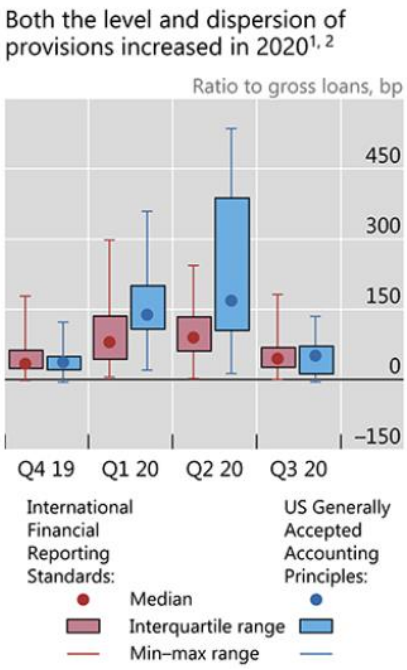

[1] Annualised figures. [2] Does not include the effect of US GAAP banks applying expected credit loss provisioning to existing loans in Q1 2020.

Sources: Bloomberg; public disclosures; authors' calculations.

BIS による分析の概要

5. BIS による分析の概要は以下のとおりである。

(1) 引当水準について

- 最初の Covid-19 ショックは、銀行による将来の予想信用損失に対する見積りを大幅に上方修正するきっかけとなり、引当金は 2019 年下半期の 500 億ドルに対し、2020 年上半期の引当金に 1610 億ドルまで増加した。また、貸出に対する年率換算した引当金の中央値は、2019 年下半期の 35bps から 2020 年上半期には 105bps に上昇した。

- 2020 年後半に経済見通しが改善すると、銀行は四半期ごとの引当金を減らし、一部の銀行はマイナスの引当金を計上した。第 3 四半期には、サンプル銀行の引当金総額は 295 億ドルに減少し、Covid-19 ショック以前の水準

[7] （出所）BIS, 'BIS Quarterly Reviews（March 2021）- Bank loan loss provisioning during the Covid crisis' by Douglas Kiarelly Godoy de Araujo, Benjamin H Cohen and Pamela Pogliani, グラフ C

に近づき、銀行間の違いも縮小した。

(2) ECL モデル採用行と CECL モデル採用行による引当水準の違い

- IFRS基準よりも米国会計基準(ASC Topic 326)適用行の引当水準の方が幾分高めである。この違いは、おそらく常に全期間予想信用損失を計上するかどうかという会計モデルの違いによるものである。

(3) 引当てに関する監督当局や会計基準設定主体の対応

- Covid-19 危機は、新たに導入された予想信用損失（ECL）の引当金に関する会計基準の最初の大きな試練となった。
- 監督当局はその適用方法について、銀行に大きな裁量を認めた。会計基準設定主体は、判断の重要な役割を強調しながら、基準に内在する柔軟性を繰り返し強調し、銀行はパンデミック中の経済支援策によるプラスの効果を考慮すべきであると強調した。

欧州銀行監督機構(EBA)による分析～ECL 採用行と CECL モデル採用行による引当水準の違い

6. 前項（2）において、BIS は、ECL モデル採用行と CECL モデル採用行による引当水準の違いは、会計モデルの違いにも起因すると分析している。

7. これに関連し、EBA は、2021 年 5 月にコロナ禍を含む期間における欧米金融機関の引当実務の違いを分析したテーマ別ノート‘Differences in Provisioning practices in the United States and the European Union’(Thematic Note EBA/REP/2021/13)を公表し、追加的な分析を行っているため、その内容をお示しする。

8. EBA は、以下の［図表 4］の米国及び欧州の金融機関の信用コスト（Cost of Risk。以下「CoR」という。）[8]のヒストリカル・データ及び［図表 5］の欧州銀行がステージ 1 の資産に全期間 ECL を認識したと仮定した場合の CoR の推計等に基づき、追加

[8] 信用コストは、減損の対象となるオン・バランスシートの貸付金及び前渡金総額に対する引当金の増減率として定義される。
なお、本ノートの目的上は、ニューヨーク連邦準備銀行が提供した貸倒引当金に関するデータ（リスク・アセスメント・レポートやリスク・ダッシュボードなどの他の EBA 出版物と同じ手法で年率換算されたもの）を米国の銀行の CoR としており、当該米国のデータとの比較可能性を考慮し、欧州銀行の CoR の数値は、損益計算書で直接償却された金額を除外している。そのため、他の EBA の出版物における CoR の数値とは異なる可能性がある。

的な分析を示している[9]。

［図表 4］米国及び欧州における信用コスト

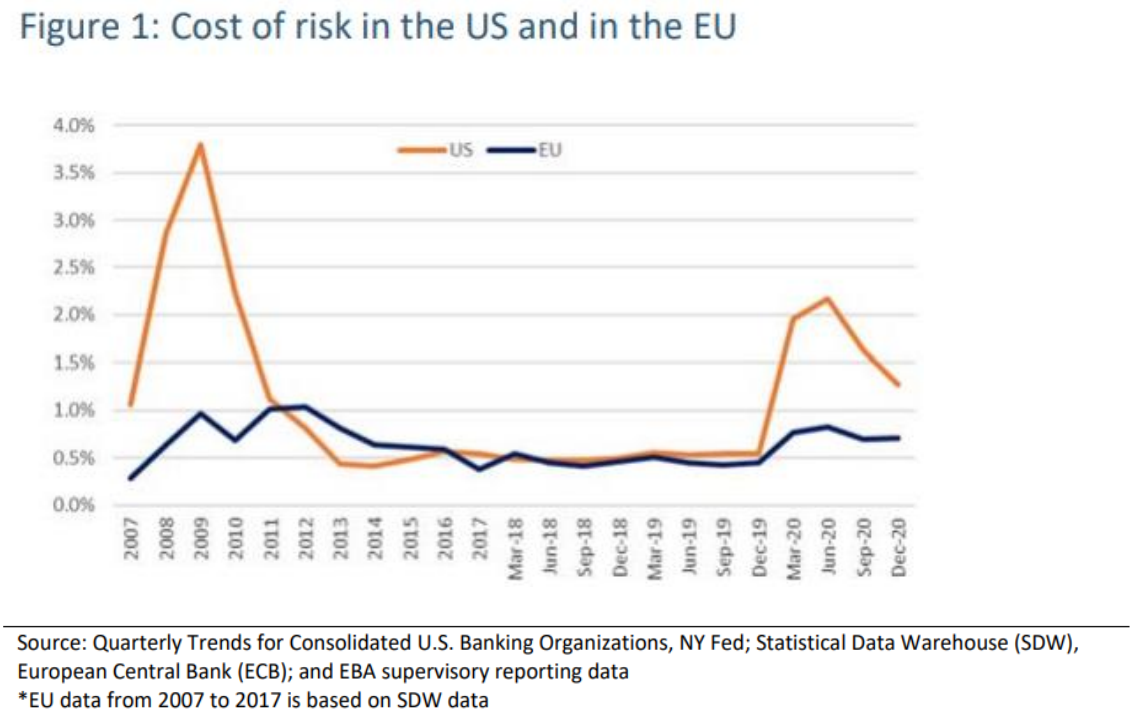

Source: Quarterly Trends for Consolidated U.S. Banking Organizations, NY Fed; Statistical Data Warehouse (SDW), European Central Bank (ECB); and EBA supervisory reporting data
*EU data from 2007 to 2017 is based on SDW data

[9] サンプルのうち EU については、2020 年 12 月 31 日時点の欧州の銀行 160 行（子会社 30 社を含む単体の銀行数）。米国については、ニューヨーク連邦準備制度理事会（NY FRB）の「米国連結銀行組織の四半期動向」からのデータを使用しており、報告されている、すべての米国の親銀行持株会社と中間持株会社、銀行持株会社に支配されていない又は親銀行持株会社が連結ベースで報告していない銀行の連結財務データを使用しているが、貯蓄銀行持株会社、外国銀行の支店・代理店は含まれていない。

［図表 5］米国及び欧州の銀行の信用コスト(CoR)[10]及び欧州銀行がステージ 1 の資産に全期間 ECL を認識したと仮定した場合の CoR に関するシミュレーション[11]

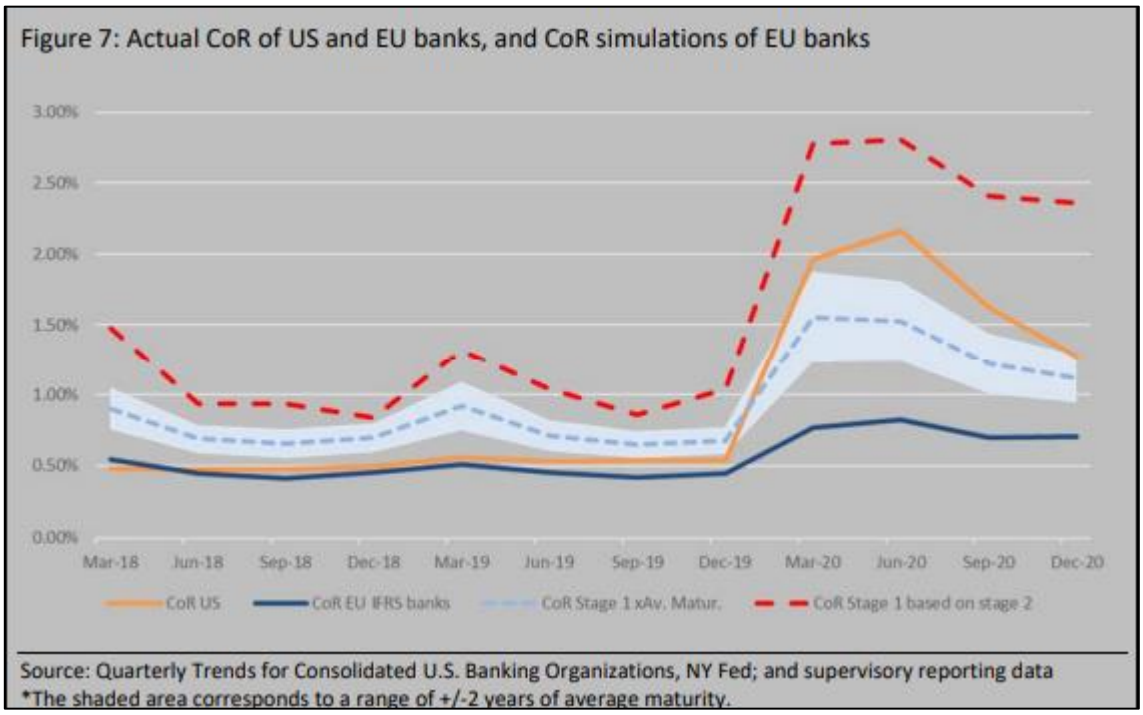

EBA による分析の概要

(1) (コロナ禍による)経済ショック以降、欧州銀行の引当ての変動性は米国銀行よりも小さい傾向にあった。

- 2020 年の第 1 四半期と第 2 四半期では、米国銀行の CoR は欧州銀行に比べてはるかに高かったが、2020 年の下半期には、米国銀行の CoR は欧州の銀行に比べて急速に低下した。
- 歴史的に見て、米国の銀行の CoR は欧州銀行よりも変動が大きい。非金融危機時にはこの指標に大きな違いはないが、金融危機時には米国の銀行の CoR は欧州の銀行よりもはるかに速く上昇する傾向がある。
- 米国では当初、失業率の上昇が大きく、景気回復が早かったため、パンデミックの初期に米国の銀行の CoR が急激に反応し、2020 年後半

[10] ［図表 4］のグラフにおける CoR

[11] CoR stage 1 x Avr. Matur.は、貸出の平均残存期間を 5.8 年、ECL が満期に対して比例的に増加すると仮定している。また、CoR stage 1 based on stage 2 は、ステージ 1 の資産にステージ 2 の引当率が同じであったとの非常に極端な仮定を置いたものであり、あくまで参考程度の情報として示すものとして位置付けられている。

に急速に低下したことを説明できるかもしれない。

また、パンデミックの第一波による GDP の落ち込みは米国よりも欧州の方が深刻だったが、欧州では失業率への影響が米国よりもはるかに小さかったことにも留意すべきである。

(2) 予備的な分析では、米国銀行の貸出ポートフォリオは、よりリスクの高い資産で構成される。

- 例えば、欧州の金融機関と比較して、米国の金融機関の貸出総額に占める商業用不動産や消費者金融の割合が大幅に高い。

(3) 会計ルールの違いによる引当水準の相違

- 原則として、すべての金融資産について全期間 ECL を認識することが求められていることから、(すべての条件が同じであれば) 米国の CECL モデルでは累積貸倒引当金と引当金が大きくなると予想される。

- ただし、バランスシートが一定の場合、危機の発生時には IFRS 第 9 号の減損モデルでは、ステージ 1 (12 か月 ECL) からステージ 2 又は 3 (全期間 ECL) に貸出が移行するため、CoR が上昇することが見込まれる。

しかし、パンデミックの開始時に大幅に増加した貸出は、銀行が組成時にステージ 1 に分類したと考えられるため、欧州銀行の引当金は、米国の銀行よりも小さくなったと考えられる。

引当てに関する監督当局や会計基準設定主体の対応～バーゼル銀行監督委員会による分析

9. 本資料第 5 項(3)において、コロナ禍における引当てに関する監督当局や会計基準設定主体の対応についての BIS の言及をお示しした。

10. これに関して、バーゼル銀行監督委員会 (以下「BCBS」という。)は、ワーキング・ペーパー 'Early lessons from the Covid-19 pandemic on the Basel reforms (July 2021)' の中で、特に景気循環増幅効果 (以下「プロシクリカリティ」という。) の観点から追加的な分析を行っているため、以下にお示しする。

BCBS による分析の概要

- ECL モデルは、将来予測的な情報を引当に織り込むことを要求しているが、一般にマクロ経済モデルによってビジネスサイクルの転換点を予測することは困難である。そのため、景気見通しが急に変化した場合に、引当金が急増し、プロシクリカルな貸出行動が生じることが、とりわけコロナ禍において懸念されたが、この点に関し、以下が示唆される。

・ IFRS 第 9 号は、何が「合理的かつ裏付け可能」な予測であるかについて判断を行使すること、また、モデルの計算結果に対する経営者によるオーバーレイ調整を行う等の、その適用につき一定の柔軟性を認めている。
・ 銀行は、この柔軟性の適切に行使することにより信用リスクに関する予想を適切に表示し、それが潜在的に起こり得る急激な引当変動を緩和することに寄与したと考えられる。

欧州監督当局や会計基準設定主体によるガイダンスやレター等

11. 欧州銀行、監督当局及び監査人等の関係者は、パンデミック初期に、予想信用損失の引当てに関連し、経済見通しや信用リスクの大幅な増加（SICR）への影響の評価に関する当局の期待、公的部門の大規模な支援策を考慮すること等につきコミュニケーションを行っている。

12. 前項に関連して公表された各種ガイダンスやレターとして、以下の[参考資料]がある。これらは相互に整合することが図られており、また、その内容について相互に補完する関係にある。

13. このうち、参考資料(1)、(3) 及び (5) の主な概要について、別紙にてご参考までお示ししているが[12]、その骨子は以下であると考えられる。

- コロナ禍の高い不確実性下にあっても、予想信用損失の見積りに新型コロナ・ウイルスの影響と重要な政府支援策の両方を考慮する必要がある。

---

[12] なお、米国では、2020 年 3 月 27 日に署名された「コロナ・ウイルス支援・救済・経済安全保（CARES Act)」に関連し、一定の金融機関等について CECL モデルの適用を延期すること及び Topic 326 の不良債権のリストラクチャリングに関するガイダンスの適用を停止すること等の措置がなされた。

また、コロナ・ウイルスに直接関連するものではないが、米通貨監督庁（OCC：Office of the Comptroller of the Currency）は、銀行に対する OCC による CECL モデルの下での検査監督に適用される‘CECL モデルの下での新会計検査院ハンドブック’を公表している。

- IFRS 第 9 号の原則は、その具体的な適用に関し一定の柔軟性を持つ。そのため、定量モデル等を機械的に適用するのではなく、経営者による調整も含めた判断を行使することが重要である。
- 監督当局は、将来予測に用いる仮定やインプットに関し、より踏み込んだ言及を行っている。

［参考資料］IASB 及び欧州当局の対応

(1) IASB 教育文書「IFRS 第 9 号及び covid-19－covid-19 のパンデミックによる現在の不確実性を考慮した IFRS 第 9 号「金融商品」の予想信用損失の会計処理」(2020 年 3 月 27 日)
(2) 欧州証券市場監督局（ESMA)「IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失の算定における COVID-19 アウトブレイクが及ぼす会計上の影響」(2020 年 3 月 25 日公表)
(3) 欧州銀行監督機構（EBA)「COVID-19 救済策を踏まえた、デフォルト、条件緩和及び IFRS 第 9 号に関する健全性の枠組みの適用に関する声明」（2020 年 3 月 25 日公表)
(4) 欧州中央銀行（ECB)「コロナ・ウイルス（COVID-19）のパンデミックの文脈での IFRS 第 9 号」(2020 年 3 月 25 日公表)
(5) 英国健全性監督機構（Prudential Regulation Authority、以下「PRA」という。）「COVID-19：IFRS 第 9 号、所要自己資本及び融資契約」（2020 年 3 月 26 日公表)

事務局によるコメント

14. これらのガイダンスやレターで強調された IFRS 第 9 号の原則に係る柔軟性や、見積りにおける経営者の判断等の考え方等のうち、会計基準の中で参照することが可能であり、かつそれが適切な言及等についてはステップ 2 以降にて取り上げることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
上記のコロナ禍における ECL モデル（IFRS 基準）と CECL モデル（米国会計基準）の適用による影響についてご意見があれば伺いたい。

以　上

別紙　IASB 及び欧州当局の新型コロナ・ウイルスへの対応

IASB の対応

1. IASB は、2020 年 3 月 27 日に、G20 等の要求に応えるかたちで、予想信用損失（以下「ECL」という。）の会計処理において新型コロナ・ウイルスのパンデミックの影響をどのように反映するかに関する教育文書「IFRS 第 9 号及び covid-19 のパンデミックによる現在の不確実性を考慮した IFRS 第 9 号「金融商品」に基づく予想信用損失の会計処理」を公表した。

2. IASB は、同文書の中で、IFRS 第 9 号が信用リスクの著しい増加（以下「SICR」という。）や ECL の測定において、IFRS 第 9 号が以下を要求ないし許容していることを強調している。

   - 過度のコストや労力なし利用可能な合理的で裏付け可能な情報に基づいて企業が判断することを要求していること。
   - IFRS 第 9 号は、さまざまな状況において、ECL を決定するためのアプローチを企業が調整することを許容及び要求していること。
   - 現在の環境では、ECL の見積りにこれまで利用してきた仮定や境界線は利用できない可能性があり、企業は機械的に既存の ECL の算定を適用し続けるべきではないこと。

3. また、IASB は同文書の中で、主に次の点を明確化している。

   - SICR の評価

     SICR を評価する際には、金融商品の全期間のデフォルトリスクの変化を評価する必要がある。SICR の評価は、過度のコストや労力なし利用可能な合理的で裏付け可能な情報に基づいている必要がある。例えば、債務者に対する支払い期日の猶予がなされても、自動的にそのすべての金融商品に SICR が生じたとするべきでない。

   - 将来予測

     将来予測的なシナリオを決定する際には、新型コロナ・ウイルスの影響と重要な政府支援策の両方を考慮する必要がある。

現時点では、新型コロナ・ウイルスの特定の影響や政府の支援策を合理的で裏付け可能な情報に基づいて反映させることは困難かもしれない。

しかしながら、経済状況は企業が適用するマクロ経済シナリオやそれを加重平均する際の確率に反映されるべきである。

新型コロナ・ウイルスの影響をモデルに反映できない場合、そのモデルを適用したうえ、オーバーレイ調整を検討する必要がある。環境は急速に変化し、事実が更新されるので、新たな情報が利用可能になるかを継続してモニターする必要がある。

- 開示

現在は難しい環境であり、大きな不確実性があるが、ECL が合理的で裏付け可能な情報に基づいていれば、機械的な IFRS 第 9 号の適用はなされず、ECL に関する有用な情報を提供できる。このようなストレス下の環境では、IFRS 第 9 号及び関連する開示には、財務諸表利用者に対する透明性が強く求められる。

(ECB)

4. ECB の書簡では、その監督下にある欧州の重要な銀行に対して、次の点に関する追加的なガイダンスを提供している。

(1) SICR の集合的評価

(2) 長期的なマクロ経済予測の使用

(3) 特定の年のマクロ経済予測の使用

5. SICR の集合的評価（本別紙第 4 項(1)）について、ECB は、マクロ経済予測及び集団レベルでのみ利用可能な情報を適用する場合、結果として生じるデフォルト確率の増加は、この増加がすべての顧客に等しく影響を与える可能性が極めて低いとしても、集合的に評価されたポートフォリオが全体として SICR を被ったことを示している可能性があるため、次のことを期待するとしている。

(1) 段階的遷移のトップダウン・アプローチを採用できるかどうかを検討する（IFRS 第 9 号 B5.5.6 項[13]及び IE39 を参照）。

[13] B5.5.6、5.5.4 項は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったすべての金融商品について、全期間の予想信用損失を認識することを要求している。この目的を満たすためには、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したと考えられる金融商品を、企業が共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングできない場合には、企業は、信用リスクが著しく増大

(2) そのアプローチの文脈において、信用リスクが大幅に増加したと思われる金融資産の一部について、SICR が生じている個々の金融商品を特定する必要なく、全期間予想信用損失を認識する。

6. 長期的なマクロ経済予測の使用（本別紙第 4 項(2)）について、ECB は、ECB 自身が長期的なマクロ経済予測を定期的に公開していないため、重要な銀行は独自のマクロ経済研究と信頼できる外部ソースを使用することが推奨され、この点で、次のことが期待されるとしている。

(1) 長期的なホライズンを代表するものであり、かつバイアスがない場合に限り、利用可能な過去の情報を利用する。

(2) 過去の情報がマクロ経済変数に依存する場合、少なくとも 1 つ以上の完全な景気循環をカバーする情報、又はバイアス（例えば、最新バイアス）を回避するために調整された情報を検討する。

7. 特定の年のマクロ経済予測の使用（本別紙第 4 項(3)）について、ECB は、2020 年の第 1 四半期の推定に特定の期間の予測を使用する場合、重要な機関は次のことを行う必要があるとしている。

(1) 2020 年 3 月の ECB スタッフのユーロ圏のマクロ経済予測（2020 年 3 月に各国間で課されたロックダウンと深刻な社会的距離の制限の影響は組み込まれていないもの）をアンカーポイントとして使用する。

(2) 情報に基づいた判断を下し、これらの予測を更新して、さまざまな経済に課せられた封鎖と厳しい社会的距離の制限及び各国で発表及び実施された実質的な公的支援措置の両方を反映する。

(3) 現在の不確実性のレベルを考えると、ECB は 2020 年内にこの反発が発生する可能性があるという判断に異議を唱えないことを考慮に入れ、長期トレンドに対する経済の反発の可能性について情報に基づく判断を行う。

8. また、ECB は、重要な銀行に対し、将来公表される予測（次の公表は、2020 年 6 月 4 日に予定されていた。）を、四半期情報において考慮することを期待しているとして、ECL モデルに将来を見据えた情報を含めるために、ベースラインのマクロ経済シナリオを確立する際には、銀行は次のことを行う必要があるとしている。

しているとみなされる金融資産の一部分について全期間の予想信用損失を認識すべきである。信用リスクの変動があるのかどうかを集合的に評価するための金融商品の集約は、金融商品のグループ又は個々の金融商品についての新たな情報が利用可能となるにつれて、時とともに変化する場合がある。

(1) 特定の年のマクロ経済予測と長期予測を検討する。

(2) これらの2種類の予測を、それぞれの関連性に基づく重み付けでベースラインシナリオに組み入れる。

(3) 予測がより遠い将来の時間軸の関連性を失うため、短期見通しの特定期間のマクロ経済予測により大きな重みを割り当て、体系的にその重みを減らす。

(4) 特定の予測が関連性を失ったときはいつでも、長期予測（例えば、長期GDP成長率）を使用する。

（PRA）

9. PRAの書簡では、その監督下にある英国の銀行に対して、次の点に関する追加的なガイダンスを提供している。

(1) IFRS第9号と将来予測情報

(2) 返済一時猶予及び同様のスキームの扱い

(3) 新型コロナ・ウイルスによりコベナンツに抵触した借り手の扱い

10. IFRS第9号と将来予測情報（本別紙第9項(1)）について、PRAは、IFRS第9号に準拠するためには、各企業が適切な引当レベルについて独自の見解を形成する必要があるが、ECLについてバランスのとれた判断を行うには、次のことが不可欠であるとしている。

- パンデミック自体の影響を予測することは困難であり、この問題に関する将来の見通しに関する情報の量は非常に限られているものの、経済状況及び信用状況が悪化しているという明確な兆候がある。ただし、当局によって発表された重要な経済支援措置等を考慮することも同様に重要である。
- パンデミックの経済的影響により、信用リスクの長期的な悪化に苦しむのは一部の借り手であり、多くの借り手は短期的に支援策を必要とするものの長期のデフォルト確率の悪化に苦しむことはないと仮定することがもっともらしい。
- パンデミック前に見られる慣行と比較して、多くの場合、長期的な歴史的トレンドへのより迅速な復帰を伴うと思われる。
- 新型コロナ・ウイルスの調整と、EU離脱などの他の不確実性の既存の調整との間の二重計算を回避する。

11. 返済一時猶予及び同様のスキームの扱い（本別紙第9項(2)）について、PRAは、財政難に応じて付与された返済一時猶予は、SICRが発生したかどうかを識別するための信頼できる代理変数と一般にみなされてきたものの、政府が承認した返済一時猶予（及び同様のスキーム）の場合には立場は異なり、返済一時猶予を許可された借り手が一律にSICRに陥っていると考えるべきではないとして、次のことを認めるとしている。

- IFRS第9号の根底にある原則に準拠するために、返済一時猶予が付与されたローンの一部をステージ2に割り当てるには、高レベルでバランスのとれた方法を見つける必要がある。反証がない限り、返済一時猶予を以って単純にSICRが生じたと想定するだけでは適切ではない可能性がある。

- 貸手のその他のSICR基準が効果的に機能する場合、信頼できると考える方法は、返済一時猶予が付与されているもののSICRの他の兆候がない顧客の12か月と全期間ECLの差異を考慮することにより、ECLへの全体的な影響が重大であるかどうかを評価することである。差異が実質的であると思われる場合は、サンプルに基づき包括的な割り当てを行うことができる。

12. 新型コロナ･ウイルスによりコベナンツに抵触した借り手の扱い(本別紙第9項(3))について、PRAは、取引相手の財務諸表が遅れる可能性があること、監査意見の修正、又は継続企業に関する重大な不確実性は、通常、借り手の業績又は債務が満期になったときに債務を履行する能力の変化の結果であり、それらは通常、SICR又はデフォルトが発生したかどうかを識別するための信頼できる代理変数とみなされてきたとしている[14]。

しかしながら、これらは、ケースバイケースで評価する必要があり、その理由が企業固有の要因でない場合や、会社固有であるが借り手の支払能力又は流動性とは無関係である場合には、一般的に、SICRもデフォルトも発生していないと結論付けられるとしている。

以 上

[14] IFRS第9号B5.5.37項債務不履行発生のリスクを判定する目的で債務不履行を定義する際に、企業は、関連する金融商品に関する内部の信用リスク管理の目的で使用される定義と整合的な債務不履行の定義を適用して、適切な場合には、定性的な指標（例えば、財務特約条項）を考慮しなければならない。しかし、債務不履行は金融資産が90日の期日経過となる時点よりも後で発生することはないという反証可能な推定がある。ただし、もっと遅い債務不履行の要件の方が適切であることを立証するための合理的で裏付け可能な情報を企業が有している場合は除く。